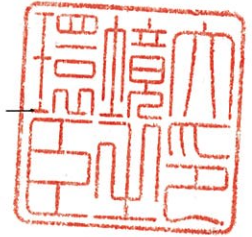


資料 1

諮問 第 4 6 0 号
環水大土発第1705092号
平成 2 9 年 5 月 9 日

中央環境審議会会長
武内和彦 殿

環境大臣
山本 公



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(2,4-ジクロロフェノキシ) 酢酸イソプロピルアンモニウム (別名2,4-Dイソプロピルアミン塩又は2,4-PAイソプロピルアミン塩)、(2,4-ジクロロフェノキシ) 酢酸エチル (別名2,4-DEチル又は2,4-PAエチル)、(2,4-ジクロロフェノキシ) 酢酸ジメチルアンモニウム (別名2,4-Dジメチルアミン又は2,4-PAジメチルアミン) 及び (2,4-ジクロロフェノキシ) 酢酸ナトリウム一水化物 (別名2,4-Dナトリウム塩一水化物又は2,4-PAナトリウム塩一水化物)

[メチル (オキシ) {1-[6-(トリフルオロメチル)-3-ピリジル] エチル} - λ^6 -スルファニリデン] シアナミド (別名スルホキサフロル)

4-[(5RS) -5-(3,5-ジクロロフェニル) -4,5-ジヒドロ-5-(トリフルオロメチル)-1,2-オキサゾール-3-イル]-N-[(EZ) - (メトキシイミノ) メチル] -o-トルアミド (別名フルキサメタミド)

3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素 (別名リニエロン)

ドデシルベンゼンスルホン酸ビスエチレンジアミン銅錯塩 (II) (別名DBEDC)

(別紙2)

N-[1, 1-ジメチル-2-(4-イソプロポキシ-*o*-トリル)-2-オキソエチル]-3-メチルチオフェン-2-カルボキサミド (別名イソフェタミド)

7-オキサビシクロ [2. 2. 1] ヘプタン-2, 3-ジカルボン酸二カリウム塩 (別名エンドタール二カリウム塩) 及び7-オキサビシクロ [2. 2. 1] ヘプタン-2, 3-ジカルボン酸二ナトリウム塩 (別名エンドタール二ナトリウム塩)

2-[8-クロロ-3, 4-ジヒドロ-4-(4-メトキシフェニル)-3-オキソキノキサリン-2-イルカルボニル] シクロヘキサン-1, 3-ジオン (別名フェンキノトリオン)

2-エチル-3, 7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート (別名フロメトキン)

N-(トリクロロメチルチオ) フタルイミド (別名ホルペット)



中環審第969号
平成29年5月12日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



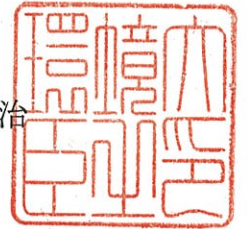
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年5月9日付け諮問第460号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮問第475号
環水大土発第1801051号
平成30年1月5日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣
中川 雅治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

3-endo-[2-プロポキシ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]
 -9-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]-9-アザビシ
 クロ [3. 3. 1] ノナン (別名アシノナピル)

S-メチル=ベンゾ [1, 2, 3] チアジアゾール-7-カルボチオアート (別
 名アシベンゾラルS-メチル)

(E)-N¹-[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]-N²-シアノ-N¹-
 メチルアセトアミジン (別名アセタミプリド)

(RS)-2-(4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾ
 リン-2-イル)キノリン-3-カルボン酸 (別名イマザキン)

(2RS, 3RS; 2RS, 3SR)-2-(4-クロロフェニル)-3-シク
 ロプロピル-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)ブタン-2
 -オール (別名シプロコナゾール)

1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-メ
 チルカルバモイル-3-{[5-(トリフルオロメチル)-2H-テトラゾー
 ル-2-イル]メチル}ピラゾール-5-カルボキサニリド (別名テトラニリ
 プロール)

O-2, 6-ジクロロ-p-トリル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート
 (別名トルクロホスメチル)

(RS) - 4 - (4-クロロフェニル) - 2 - フェニル - 2 - (1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル) プチロニトリル (別名フェンブコナゾール)

ナトリウム = 2 - { 2-クロロ-3- [2 - (1, 3-ジオキサラン-2-イル) エトキシ] - 4-メシルベンゾイル } - 3-オキソシクロヘキサ-1-エン-1-オラート (別名ランコトリオンナトリウム塩)

(別紙2)

S-メチル=ベンゾ [1, 2, 3] チアジアゾール-7-カルボチオアート
(別名アシベンゾラルS-メチル)

エチル=3-フェニルカルバモイルオキシカルバニラート (別名デスメディフ
アム)

(S)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル= (1R, 3S)-2, 2-ジ
メチル-3-(1, 2, 2, 2-テトラプロモエチル) シクロプロパンカルボ
キシラート (別名トラロメトリン)

5-メチル-1, 2, 4-トリアゾロ [3, 4-b] [1, 3] ベンゾチアゾ
ール (別名トリシクラゾール)

3, 4-ジヒドロ-2, 4-ジオキソ-1- (ピリミジン-5-イルメチル)
-3-(α, α, α -トリフルオロ-m-トリル)-2H-ピリド [1, 2-
a] ピリミジン-1-イウム-3-イド (別名トリフルメゾピリム)

N-(3, 5-ジクロロフェニル)-1, 2-ジメチルシクロプロパン-1,
2-ジカルボキシミド (別名プロシミドン)

S-1, 2-ビス (エトキシカルボニル) エチル=O, O-ジメチル=ホスホ
ロジチオアート (別名マラチオン又はマラソン)

1, 1-ジメチルピペリジニウム=クロリド (別名メピコートクロリド)



中環審第1010号
平成30年1月9日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成30年1月5日付け諮問第475号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。